

不利益処分の処分基準

処 分 名	勤労者センターの使用許可又は目的外使用許可の取り消し		
根拠例規及び条項	多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例第8条第1項(昭和59年条例第5号)		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<p>条例第8条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			